

## ●ほんのひとこと

出版権は「出版を引き受ける者」に  
修正が必要、著作権法改正案●出版協副会長 水野 久  
晩成書房

中学生たちが「職場見学」ということでたずねて来たことがある。狭い社内を見回して「本はここでできあがるんですか？」と中学生。「本ができあがるのは製本所です」「じゃあ、ここで印刷してるんですか？」「ここでは印刷しません。印刷所に頼んで印刷してもらいます」「じゃあ……出版社って、本はつくらないんですか？」。中学生たちの頭から「？」マークがあふれ出しているのが見える。

「つくります。そのために出版社では、今みんながどんな本をほしいと思っているかを、うんと考えます。今みんなが知りたいことなのに、そのことについて書いてある本がないことって何なのか？それは誰が知っていて、よくわかる原稿を書くことができるのか？……こうやって考えることを“企画する”って言います。ここがまず出版社の仕事の一番大切な出発点だよ」

中学生たちの頭上の「？」マークがちよっと減った。続けて、その企画を実現するための、著者との話し合いやら、できあがってきた原稿のチェック、編集・デザイン、校正・校閲、宣伝・販売の企画やら、出版社がいろんな人の力を集めて、責任を持って「出版する」ということを力説する。中学生たちも、なんとなくわかってくれたと思うけれど……。

と、何年も前のことを思いだしたのは、昨2013年の集中的な議論を経てこの3月、「出版社の権利」にかかわる著作権法の改正案が、政府提出法案として出されたためだ。これまでの著作権法に定めがなかった電子書籍について、法的に権利関係を示し、その普及を図るとともに、デジタル海賊版に出版社が対応できるようにすることが目的だ。

私たちは、当初音楽著作権のように著作隣接権の創設を目指したが、書協を中心にまとめられた「出版物に関する権利（著作隣接権）」が第一次出版社へのリスペクトに欠けた、いわば「名ばかり隣接権」だったことと、著作隣接権について著作権者・利用者とのコンセンサスが不十分な中で

は実現は困難とみて、昨年春からは、現行の著作権法で紙の出版物にのみ認められている設定出版権を、電子書籍に拡張して一体的に制度設計することを求める方向に舵を切った。

実際に政府提出法案として出てきた改正法案をみると、「第三章 出版権」の主要部分は以下のようになっている。

## ●出版権の設定

**【現行法】第七十九条** [複製権者は、] その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

**【改正案】第七十九条** [複製権等保有者は、] その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いて〔画面上に表示する方式で〕記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物〔CD-ROMなど〕により頒布することを含む。〔以下、第八十一条第一号で〕「出版行為」という。）又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。以下この章において同じ。）を行うこと（〔以下、第八十一条第二号で〕「公衆送信行為」という。）を引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

## ●出版権の内容

**【現行法】第八十条** 出版権者は、設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもつて、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利を専有する。

2 [略]  
3 出版権者は、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製を許諾することができない。

**【改正案】第八十条** 出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、次に掲

- げる権利の全部又は一部を専有する。
- 一 頒布の目的をもつて、原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する権利。（〔CD-ROMなど〕記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）
  - 二 原作のまま前条第一項に規定する方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利
  - 2 [略]
  - 3 出版権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、その出版権の目的である著作物の複製又は公衆送信を許諾することができる。
  - 4 [略]

## ●出版の義務

**【現行法】第八十一条** 出版権者は、その出版権の目的である著作物につき次に掲げる義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 複製権者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品又はこれに相当する物の引渡しを受けた日から六月以内に当該著作物を出版する義務
- 二 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

**【改正案】第八十一条** 出版権者は、次の各号に掲げる区分に応じ、その出版権の目的である著作物につき当該各号に定める義務を負う。ただし、設定行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 一 前条第一項第一号に掲げる権利に係る出版権者（次条において「第一号出版権者」という。）次に掲げる権利
  - イ 複製権等保有者からその著作物を複製するために必要な原稿その他の原品しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から六月以内に当該著作物について出版行為を行う義務

【2頁へ続く】